## 令和3年度 奈良県いじめ対策委員会 概要

- 1 開催日時 令和3年12月23日(木) 9:00~11:00
- 2 開催場所 奈良県庁 教育委員室
- 3 出席者 〇 委員

田辺委員長、大橋委員、飯田委員、川上委員、林委員

〇 県教育委員会

教育長

事務局職員

学校教育課長、同課長補佐、

同生徒指導係長、同生徒指導係指導主事・主査3名 教育研究所教育支援部長、同支援係長、同相談係長

文化・教育・くらし創造部 教育振興課長

- 4 議 事 (1) 奈良県のいじめの現状について
  - (2) 県教育委員会のいじめ防止等の取組について
  - (3) 個別の情報等が含まれる事案等について
  - (4) その他
    - 〇 公開・非公開の別
      - (1) 公開
      - (2) 公開
      - (3) 非公開 ※「審議会等の会議の公開に関する指針3の(ウ)」に
      - (4) 非公開 規定される事項が含まれる可能性が高いため

## 5 議事概要

- (1) 奈良県のいじめの現状について
  - 〇 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における奈良県の「1,000人当たりの認知件数」は4年連続で全国平均を大きく上回っている。「校種別」では小学校の増加が顕著で、増加の主な要因としては、法に基づいたいじめの定義や積極的認知が浸透してきたことがあげられる。
  - 「解消率」は、3年連続で低下した。いじめ解消の定義は「いじめが止んでいる状態が目安として3か月以上継続していること」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」の両方の案件が満たされていることとされており、一見いじめが解消しているように見えても安易に解消と結論づけることなく、いじめが再発する可能性を組織で慎重に判断し、継続して見守るなど、丁寧な対応を求めていることに起因すると考える。
  - 「発見のきっかけ」については、全国に比べて「アンケート調査などの学校の取組により発見」 の割合が高いことが、奈良県の特徴である。また、「態様」については、各校種とも「冷やかしや

からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、「パソコンや携帯電話等で、誹謗 中傷や嫌なことをされる」が、校種が上がるごとに増加する。

- 令和3年3月に「奈良県いじめ防止基本方針」の改定を行った。国のいじめ防止基本方針が改定され、重大事態のガイドラインについても公表されたことを参酌し、県いじめ対策協議会での議論を踏まえ改定した。今後、国の動向や県下の状況、実情に合わせて概ね3年程度で必要な見直しを検討する。改定の主な内容は、いじめの認知についての考え方の明示、いじめ解消の定義及び解消したと思われる場合でも心のケアや支援を行うことの追記、いじめ防止基本方針の周知徹底の追記を行った。また、学校が実施する取組として、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、内容を誰もが容易に確認できるようにした。
- ※ 各委員より、「奈良県いじめ防止基本方針を改定したことは良いことであるが、いかに学校現場で機能するかが大切である。」「認知したいじめについて、校内いじめ対策会議など、組織として対応していくこと、また、会議や委員会の議事録を必ず残すことが重要である。」等の意見が述べられた。

## (2) 県教育委員会のいじめ防止等の取組について

- 「いじめに関するアンケート調査」を6月に県一斉、悉皆で実施した。GIGAスクール構想により、1人1台端末という状況を迎える令和4年度からは「いじめに関するアンケート調査」を「こころと生活等に関するアンケート」に組み込み、端末を活用したアンケートに変更する予定である。
- 「各種教育相談」では、従来の来所・電話・メールの他に、SNSによる相談を行うなど多様なチャンネルづくりを進めている。今年度2つの期間で新たに行った「SNS相談ならCocoroライン」については、第1期(8月~9月)に2,000件あまりのメッセージを受信し、相談を実施した。
- 「こころと生活等に関するアンケート」では、ウェブ上、コンピューター上での実施にしたところ、実施の申込校数・実施の児童生徒数も大幅に増えた。学校への適応や、友人状況等、心配な児童生徒の兆候を察知して、対応に当たっていく趣旨のものであり、来年度はいじめのアンケートとあわせて行う計画をしている。
- 〇 令和3年度から毎年12月を「いじめ防止強化月間」の本格的運用を始め、県のいじめ防止対策の 一層の強化を図った。具体的には、「いじめやハラスメントのない学校にするために~人権を確か めあうアンケート~」の実施、各学校に「いじめ防止組織会議」の開催による未解消次案の、生徒 会による啓発活動、研修会の実施等を行った。
- 〇 スクールカウンセラーを全公立義務教育中学校、全県立高等学校及び小学校20校に配置した。スクールソーシャルワーカー(生活支援アドバイザー)については、6市14町12村2県立学校に派遣した。児童相談員は、公立20校に配置し、いじめ被害や不登校等に悩む児童の支援を行っている。
- 「新型コロナウイルス感染症」そのものに対する偏見や差別をなくすワークシートや資料並びに 「ワクチン接種の有無」による差別やいじめを防ぐ啓発プリントを作成した。
- ※ 各委員より、「GIGAスクール構想によるタブレットによるアンケートを実施することによっていじめ発見の精度を落とさない対策が必要である。」等の意見が述べられた。
- (3) 個別の情報等が含まれる事案等について(非公開のため不掲載)
- (4) その他(非公開のため不掲載)